

令和 5 年 6 月 27 日現在

機関番号：13101

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2016～2022

課題番号：16K16953

研究課題名（和文）コミュニティ・ガバナンスの制度と空間構造に関する日英比較研究

研究課題名（英文）Comparative study of the institutions and spatial structures of community governances in Japan and the UK.

研究代表者

前田 洋介（Maeda, Yosuke）

新潟大学・人文社会科学系・准教授

研究者番号：10646699

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,700,000 円

研究成果の概要（和文）：自治体の領域内の部分地域において、議論や意思決定等を行うための制度である、公式なコミュニティ・ガバナンスを導入する動きがみられる。本研究ではこのコミュニティ・ガバナンスの特徴について、日英の比較検討を行った。両国とも既存のコミュニティの補完や、住民参加・議論・決定の場としての機能がみられるが、日本では自律的な経営体としての機能もみられた。また、地理的単位については、日本では従来のコミュニティ活動において意味のある区域が、イギリスでは形式地域である選挙区がベースとなることが多かった。両国の制度における相違点の背景には、日本の制度では、町内会等の既存のコミュニティが基盤となっている点が指摘できる。

研究成果の学術的意義や社会的意義

コミュニティ・ガバナンスは、多様な制度や空間構造のもとで展開されており、特に日本においては急速な普及がみられるが、比較するための学術的な類型や枠組みに関する議論は限られていた。本研究では、日本とイギリスの事例を比較検討することで、両国の制度の類似点や相違点を示すことができた。また、その背景をさらに考察することにより、コミュニティ・ガバナンスを捉える際には、コミュニティ・ガバナンスが、既存のコミュニティをどの程度基盤としているのかや、単位としている区域の意味を理解することが重要である点を指摘することができた。多様な制度が存在するなか、他の事例に応用可能な視点を導出できた点は意義が大きいと考える。

研究成果の概要（英文）：Formal community governances, which are institutions for discussion and decision-making in some areas within a municipality, has been introduced. This study explores the characteristics of community governances through conducting a comparative analysis of cases in Japan and the UK. In both countries, community governances function as a complement to existing communities and as a space for public participation, discussion and decision-making, but in Japan it also functions as an autonomous management entity. Regarding the geographical units, in Japan, they are based on areas that are significant geographical units for existing community activities have been chosen, while in the UK, they are often based on electoral wards, which are formal areas. It can be pointed out that the one of main reasons of the differences between the two countries' institutions is that the community governance in Japan is based on existing communities such as neighbourhood associations (e.g. chonakai).

研究分野：政治地理学

キーワード：コミュニティ・ガバナンス 自治体内分権 コミュニティ 日英比較 町内会 緊縮財政

1 . 研究開始当初の背景

福祉国家の危機を契機とした行財政改革の進展に伴い、公的なサービスや問題を多様な主体によって担うことが求められるようになってきている。さらに、人口構造やライフスタイルの変化により、福祉ニーズの増加や地域課題の多様化・複雑化が進むにつれて、コミュニティが果たす役割に社会的・政治的な期待が寄せられようになってきている。そうしたなか、防災や福祉をはじめ、様々な政策分野において、サービス提供、住民ニーズの把握、社会的紐帯の醸成など、コミュニティの役割が明示されつつある。

こうした動きに加え、近年では、「自治体内分権」や「コミュニティの制度化」(名和田 2009)と呼ばれる、コミュニティに公的な権限を委譲する動きがみられる。具体的には、小学校区など、自治体の領域内の部分地域に、当該地域に関わる公的な問題や資金について議論や意思決定、取り組みなどを行うための公的な制度、すなわち公式なコミュニティ・ガバナンスを設置・導入する動きのことである。その結果、コミュニティは今日、公的なサービスや問題を担う主体であるとともに、新たな公式の政治空間として、国や市区町村といった既存の階層的な統治システムに組み込まれつつある (Somerville 2011)。その際、導入の進むコミュニティ・ガバナンスの実態を精緻に分析し、コミュニティが政治空間化することの社会的・政治的意味を読み解くことが重要な研究課題となる。しかし、いまだコミュニティ・ガバナンスの多様な展開を捉えるための学術的な類型や枠組みが、十分に構築されていないのが現状である。

本研究が対象とする日本とイギリスはともに、様々な政策分野でコミュニティの役割が注目されており、また、コミュニティ・ガバナンスの導入もみられる。イギリスでは 1997 年に「第 3 の道」を標榜した労働党のブレア政権が成立して以降、こうした動きが顕著である (MacLeavy 2008, Taylor 2007)。特にコミュニティ・ガバナンスに目を向けると、ブレア政権の旗艦政策の一つである、「コミュニティ・ニューディール政策 New Deal for Communities」という、困窮地区を対象にコミュニティ・ガバナンスの設置を促し、自律的な問題解決を図った政策の実施に代表されるように、この時期にコミュニティ・レベルでの公式なガバナンスの導入が進化したといえる。ブレア政権後も、「中央から地方へ」と「地方から住民・コミュニティへ」の「二重の権限委譲 double devolution」が唱えられたり (Smith et al. 2007)、また、2010 年に保守党と自民党の連立政権が発足した後も、「大きな社会 Big Society」というスローガンのもと、コミュニティの役割や権限の強化が目指されたりするなど (Parker and Street 2015)、権限委譲を含め、一貫してコミュニティの役割を重視する方向性が示されている。

他方、日本においても諸政策においてコミュニティの役割が注目されている。小田切 (2008) はこのような現在の日本の状況を、1960 年代から 1970 年代にかけての自治省主導によるコミュニティ政策に続く、第 2 次コミュニティ政策ブームの様相であると指摘する。また、市町村合併による行政区域の拡大や、自治基本条例による住民参加の促進も相まって、市区町村内の部分地域に公式なコミュニティ・ガバナンスの導入が模索されている (牛山 2011, 名和田 2009)。このように、日本においてもコミュニティ・ガバナンスの導入が進んでおり、イギリスと同様に権限委譲を伴いながらコミュニティに様々な役割が課せられるようになってきている。

こうしたなか、コミュニティ・レベルにおいて公式な意思決定や議論のためのガバナンスの導入に対する学術的な関心も高まっている。コミュニティに権限を委譲することに関しては、市民参加や住民自治の観点などからしばしば評価される一方で、制度上の問題点や、コミュニティが公式な政治空間になることの問題点などが明らかにされてきた (e.g. Raco and Flint 2001, MacLeavy 2008, Somerville 2011)。しかし、多様な制度や空間構造の下で展開しているコミュニティ・ガバナンスを捉えるための、学術的な類型や枠組みについての議論は限られている。

2 . 研究の目的

近年、小学校区など、自治体の領域内の部分地域において、意思決定や議論、取り組みなどを行う制度である、公式なコミュニティ・ガバナンスを導入する動きがみられる。その結果、コミュニティは今日、地域の諸問題について公的な意思決定や議論を行う、公式な場になりつつある。しかし、多様なかたちで展開しているコミュニティ・ガバナンスを、包括的に捉えるための学術的な類型や枠組みに関する議論は限られている。そこで本研究は、コミュニティ・ガバナンスがいかなる制度や空間構造のもとで実践されているのか、日本とイギリスの事例をもとに比較検討し、多様なコミュニティ・ガバナンスを捉えるための枠組みを提示することを目的とする。

3 . 研究の方法

本研究では、次の 4 つの課題に取り組んだ。第 1 には、コミュニティ・ガバナンスに関する研究動向の整理・分析を行った (1)。特に日本においては都市・農村問わず、公式なコミュニティ・ガバナンスの急速な普及がみられることから、普及の背景についてより重点的に文献渉猟を行い、詳細な検討を行った。

第 2 には、日本のコミュニティ・ガバナンスの特徴についての分析を行った (2)。日本については、代表者が 2015 年に実施した自治体内分権に関するアンケート調査の結果が再活用でき

ることや、コミュニティ・ガバナンスに関する、自治体やNPOの実務家による全国ネットワーク（「小規模多機能自治推進ネットワーク」）の会議やワークショップに参加する機会が得られたことから、詳細な事例分析とともに、全国的な状況についても整理・分析を行った。事例分析については地域の偏りがないように選定するとともに、自治体の人口規模の違いにより生じる差異の問題を最小限にするため、人口約10～50万人の自治体を対象とすることにした。具体的には、北海道釧路市の地域協議会、岩手県一関市の地域協働体、新潟県長岡市の地域委員会、東京都新宿区の地区協議会、香川県高松市の地域コミュニティ協議会、長崎県佐世保市の地区自治協議会について、現地調査によるデータをもとに分析を行った。

第3には、イギリスのコミュニティ・ガバナンスの特徴についての分析を行った(3)。イギリスについては、全国的な状況が把握できるデータが確認できなかったため、都市部を対象とし、日本の事例と同程度の人口規模の自治体を対象に事例分析を中心に実施した。具体的には、エディンバラ市、ダンディ市、ブリストル市、ロンドン・サザーク区のNeighbourhood Partnerships制度について分析を行った。現地調査が実施できたのが後者の2つの事例であるのに加え、特にブリストル市については、Bristol Archivesに、地区ごとの組織（コミュニティ・ガバナンス）の会議記録に加え、一部の組織については組織立ち上げまでの準備状況を記した資料が入手できるなど、アクセスできる資料が豊富に存在することから、ブリストル市の事例を詳細に分析した上で、他の自治体の制度と比較するという分析方法を採用することとした。

第4には、第2、第3の分析結果にもとづき、日本とイギリスの比較分析を行った。その際、両国におけるコミュニティ・ガバナンスの機能や空間構造に焦点をあてて分析した(4)。

4. 研究成果

以下の研究結果の(1)～(4)は、「3.研究方法」の(1)～(4)に対応している。

(1) コミュニティ・ガバナンスに関する研究動向

研究開始以降も、コミュニティ・ガバナンスに関する研究は着実に進展しており、日本では今里(2020)や三浦(2021)など、総括的な研究もみられるようになってきている。ここでは特に、日本における公式なコミュニティ・ガバナンスの普及の背景について明らかになった点を述べる。

文献渉猟の結果、コミュニティ・ガバナンスの普及の背景として、地域自治組織や住民参加に関する議論の成熟と、地域住民組織の弱体化の3点を指摘することができた。地域自治組織については、二つの源流があり、一つは近隣政府に関する議論の活発化であり、これは一般制度を目指すものとして特徴づけられる(日本都市センター2002)。もう一つは、平成の大合併の促進策としての流れである。すなわち、市町村合併による、住民と行政との距離の拡大への懸念に対し、両者の距離を埋め、住民の生活領域と広域化した基礎自治体の自治領域・行政領域との乖離を調整する手段として注目されたのである(石崎2006、岡田2006)。住民参加については、1970年代頃からの自治体の運営や意思決定への住民参加の流れに、1990年代頃からは住民と行政との「協働」の要素が加わるようになり(名和田2009)、行財政改革に資するかたちでの参加が模索されたことが挙げられよう。地域住民組織については、高齢化や人口減少により、町内会等の運営が停滞するようになり、別のかたちが模索されたことが挙げられる。農村部においては、集落や日常生活の維持にもかかわる問題となっている地域が少なくなく、より大きな関心を集めているといえる。地域運営組織や自治体内分権制度といった公的なコミュニティ・ガバナンスは、形態の多様性がしばしば指摘される。その要因の一つには、現在普及しているコミュニティ・ガバナンスに複数の源流がある点を指摘できよう。その際、日本のコミュニティ・ガバナンスを捉えるには、各制度がどのような目的で導入されたのか留意する必要がある。

他方でイギリスにおいても、コミュニティ・ガバナンスを含め、コミュニティの役割が喧伝され続けてきた。しかし日本と比較すると、コミュニティ・ガバナンスの普及やコミュニティ・ガバナンスに関する研究は落ち着いている状況といえる。ただし、キャメロン政権が推進した緊縮財政路線の影響に留意する必要がある。同政権下においても、2011年のローカリズム法の制定や、「1.研究開始当初の背景」でも触れた同政権のスローガン「大きな社会 Big Society」にみられるように、コミュニティのエンパワーメントが唱えられ続けてきた。しかし、緊縮財政政策に伴い、自治体の予算も削減されるなど、コミュニティによる様々な取り組みをはじめ、日常生活の多くの局面が影響を受けており(中西2016、Hall2017)、緊縮財政については、コミュニティやローカリズムとの関係に限っても多くの研究がみられる(e.g. Featherstone et al. 2012, Williams et al. 2014)。後述するブリストル市のNeighbourhood Partnerships制度も緊縮財政により制度変更を余儀なくされているように、イギリスにおいては、近年のコミュニティを捉える際は、緊縮財政の影響を十分に考慮する必要がある。

(2) 日本のコミュニティ・ガバナンスの特徴

コミュニティ・ガバナンスの特徴については、コミュニティ・ガバナンスの機能と地理的単位に特に焦点をあてて、アンケート結果の再分析や現地調査結果の分析を行った。日本についての結果は、次のようにまとめることができる。

コミュニティ・ガバナンスの機能については、4つの特性を見出すことができた。1つ目は、既存のコミュニティを補完する機能である。より広域の組織を設立することで、町内会など既存のコミュニティが単独では維持することが難しくなりつつある機能の維持が図られているといえる。2つ目は、自治体の政策策定への参加機会としての機能である。これについては、特に平

成の大合併を経験した市町村でより重視されていると思われる。また、自治体全域にかかる総合的な計画に対してというよりは、当該地域に関する問題や計画について住民の声を収集する機能を担っていると特徴づけられる。3つ目は、当該地域にかかわる諸問題について議論・決定する機能である。自治体のなかには、各コミュニティに包括的交付金を助成し、その用途を協議する場となっている事例もある。第4に、自律的な経営体としての機能である。特に農村部でより多くみられる機能であり、地域の諸問題に対して、コミュニティ・ビジネスや福祉サービスの提供というかたちで取り組むなど、従来のコミュニティ活動の域を超えた機能といえる。各自治体の制度は、上記の機能のどれか一つに該当するというよりは、複数の機能を有しているといえる。

続いて、コミュニティ・ガバナンスの地理的単位についてまとめる。自治体内分権制度をはじめとする公式なコミュニティ・ガバナンスは、小学校区や中学校区、合併前の町村、公民館の区域等、各地域の住民にとって意味のある区域を単位に設置されるケースが多い。平成の大合併を経験した市町をはじめ、農村部を含む、区域の広い自治体では、自治体内において、各組織の地理的範囲が大きく異なることが珍しくない。たとえば、佐世保市の地区自治協議会制度では、地区コミュニティセンターの区域を単位に27の協議会が設置されているが、旧江迎町、旧小佐々町、旧鹿町、旧吉井町、旧世知原町、旧宇久町（宇久島）など、佐世保市と合併した地域では、その区域が旧町村の区域に相当しており、佐世保の市街地と農村部とでは地理的範囲が異なる。地理的範囲や地理的単位については、地域の特性に応じて柔軟に運用されているといえる。

他方で、調査を通じ、コミュニティ・ガバナンスの課題として、権限をめぐる問題を指摘することができる。特に合併を経験した市町では、縁辺の地域において、新たに設置されたコミュニティ・ガバナンスが、当該地域を代表する組織としてみられることがあるが、旧町村のような資源や決定権を持っていないため、上述の旧宇久町を単位とした協議会でもそうだが、権限のなさを指摘する声がかかれた。

なお、コミュニティ・ガバナンスの急速な普及・導入がみられるが、それについては、自治体やNPOの実務家による全国ネットワーク（「小規模多機能自治推進ネットワーク」）や、コンサルタント的な役割を担う、NPO等のまちづくり組織が一定の役割を果たしていることが注目される。

(3) イギリスのコミュニティ・ガバナンスの特徴

イギリスのコミュニティ・ガバナンスの機能に関しては、現地調査結果の分析や、現地やインターネットで得られた自治体等の資料の分析から、主なものとして次の3点を挙げることができた。具体的には、(2)で挙げた日本における特徴を参考にすると、1つ目に挙げた、既存のコミュニティを補完する機能、2つ目に挙げた自治体の政策策定への参加機会としての機能、そして、3つ目に挙げた当該地域にかかわる諸問題について議論・決定する機能を指摘することができる。特に2つ目と3つ目における、自治体の政策に関する意見の収集や当該地域にかかわる諸問題についての議論は、「フォーラム forum」という名称で場が設けられる傾向がある。また、3つ目については、日本同様、コミュニティへの包括的交付金が助成されることがあり、その用途が決められたり、当該地域において開発が行われる際に、開発業者がコミュニティの改善のために行う公的貢献（Section 106 agreement under the Town and Country Planning）の内容が決められたりしている。1つ目のコミュニティの補完機能は、包括的交付金をもとにした活動や既存のコミュニティ団体への助成が中心である。日本同様、各自治体の制度は、上記の機能のどれか一つに該当するというよりは、複数の機能を有しているといえる。

続いて、コミュニティ・ガバナンスの地理的単位についてであるが、イギリスでは選挙区 electoral ward が単位となるケースが多い。重点的に調査を行った、ブリストル市の Neighbourhood Partnerships 制度では、市内を14の地区に分割し、各地区に公的なコミュニティ・ガバナンス組織を設置し、運用されていた。同制度についての調査からは、選挙区が必ずしも住民やコミュニティにとって一体性のある単位ではないが、交付金の用途をはじめ、税金の用途にかかわる事柄は議員でないと決定ができないなど、運用の都合から選挙区が単位（各地区2～3の選挙区）となっていることがわかった。同制度は、コミュニティ・ガバナンスにおける議論の場を、市議会の地域別の委員会の場を兼ねることで、スムーズに用途についての決定ができるような制度設計となっていた。緊縮財政による制度改革に伴い、後続の制度では6つの地区に統合されたが、そこでも各地区は選挙区を単位に構成されている。

なお、制度をめぐることは、日本同様に、権限の小ささを指摘する住民がみられた。

(4) 日英の比較分析・考察

両国のコミュニティ・ガバナンスについては、機能面で類似する点がみられる。(3)でも述べたように、具体的には、既存のコミュニティを補完する機能、自治体の政策策定への参加機会としての機能、当該地域にかかわる諸問題について議論・決定する機能を挙げることができる。自治体ごとに、重点が置かれている機能は異なっており、いずれの事例においてもこれらすべての機能を有しているわけではない。

他方で、日本の農村で普及のみられる、自律的な経営体としての機能はイギリスの事例では確認することができなかった。これは、日本の農村部では、集落が生活の相互扶助のみならず、資源の管理や農業生産等にかかわる共同作業など、多面的な機能を担ってきており、その延長に新しいコミュニティ・ガバナンスがある点を指摘できよう。また、コミュニティを補完する機能についても、日本では、町内会・自治会等が担ってきた様々な役割を包括的に補完するという側面

が強いのにに対し、イギリスではボランティア団体等の個別の活動をサポートするという側面が強い。これは、日本では、従来のコミュニティが、町内会・自治会の存在や取り組みが前提となっているためといえよう。新しい公的なコミュニティ・ガバナンスにおいても、町内会・自治会等が直接運営にかかわるか否かは別として、前提となっていたり、基盤的な役割を果たしていたりしているといえる。そのため、住民参加や議論・決定の機能についても、イギリスでは個別の会議等が公開され、誰でも参加することができるケースが多いのに対し、日本のコミュニティ・ガバナンスは、委員等、役割が付与された住民のみが参加というクローズドな運営になりがちである。別の言い方をすると、日本のコミュニティ・ガバナンスは、既存のコミュニティを通して参加するかたちのものが多いと特色づけられる。

コミュニティ・ガバナンスの地理的単位については、日本では各地域において、従来のコミュニティ活動にとって意味のある区域が採用されることが多いのに対して、イギリスでは形式地域である選挙区が重視されている。これは、コミュニティ・ガバナンスが、日本においては、従来のコミュニティが基盤となっているのに対し、イギリスでは、自治体による政策・取り組みとしての側面が強くなっていることが影響していると思われる。このことは、区域のみならず、継続性にも関わっているといえる。既存のコミュニティを基盤としていない、イギリスの方が、自治体の意向が反映されやすく、制度の再編や廃止等も起こりやすいと思われる。ただし、日本の場合は、担い手の不足をはじめとする、既存のコミュニティが抱える問題が、新たなコミュニティ・ガバナンスにおいても引き継がれやすいと思われる。

以上を踏まえると、コミュニティ・ガバナンスを捉える際には、コミュニティ・ガバナンスが既存のコミュニティを基盤としているのか否か、また、そのこととかわかる点であるが、単位としている区域の意味を理解することが重要と思われる。

<引用文献>

- 石崎誠也 2006. 地域自治区の法的性格と課題. 岡田知弘・石崎誠也編 2006. 『地域自治組織と住民自治』自治体研究社: 55-89.
- 今里悟之 2020. 地域運営組織に関する覚書 農村地理学の立場から. 史淵 157: 121-144.
- 牛山久仁彦 2011. 市町村合併に伴う地域自治強化と協働政策 平成の大合併と住民自治. 政経論叢 79(3, 4): 567-590.
- 岡田知弘 2006. 地域づくりと地域自治組織. 岡田知弘・石崎誠也編 『地域自治組織と住民自治』自治体研究社: 13-54.
- 小田切徳美 2008. 農山漁村地域再生の課題. 大森 彌・山下 茂・後藤春彦・小田切徳美・内海麻利・大杉 覚 『実践まちづくり読本 自立の心・協働の仕掛け』公職研: 307-392.
- 中西典子 2016. 英国のローカリズム政策をめぐる地方分権化の諸相(一) 英国労働党から保守党・自由民主党連立を経て保守党単独政権に至るまでの経緯. 立命館産業社会論集 52(1): 85-107.
- 名和田是彦編 2009. 『コミュニティの自治 自治体内分権と協働の国際比較』日本評論社.
- 日本都市センター編 2002. 『自治的コミュニティの構築と近隣政府の選択』日本都市センター.
- 三浦哲司 2021. 『自治体内分権と協議会 革新自治体・平成の大合併・コミュニティガバナンス』東信堂.
- Featherstone, D., Ince, A., Mackinnon, D., Strauss, K. and Cumbers, A. 2012. Progressive localism and the construction of political alternatives. *Transactions of the Institute of British Geographers* 37(2): 177-182.
- Hall, S. M. 2017. Personal, relational and intimate geographies of austerity: Ethical and empirical considerations. *Area* 49(3) 303-310.
- MacLeavy, J. 2008. Managing diversity? 'Community cohesion' and its limits in neoliberal urban policy. *Geography Compass* 2(2): 538-558.
- Parker, G. and Street, E. 2015. Planning at the neighbourhood scale: localism, dialogic politics, and the modulation of community action. *Environment and Planning C: Politics and Space* 33(4): 794-810.
- Raco, M. and Flint, J. 2001. Communities, places and institutional relations: assessing the role of area-based community representation in local governance. *Political Geography* 20(5): 585-612.
- Smith, I., Lepine, E. and Taylor, M. 2007. *Disadvantaged by where you live?: Neighbourhood governance in contemporary urban policy*. Policy Press.
- Somerville, P. 2011. Multiscalarity and neighbourhood governance. *Public Policy and Administration* 26(1): 81-105.
- Taylor, M. 2007. Community Participation in the Real World: Opportunities and Pitfalls in New Governance Spaces. *Urban Studies* 44(2): 297-317.
- Williams, A., Goodwin, M. and Cloke, P. 2014. Neoliberalism, big society, and progressive localism. *Environment and Planning A: Economy and Space* 46(12): 2798-2815.

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計4件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 前田 洋介	4. 巻 72
2. 論文標題 2019年学界展望 政治地理	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 人文地理	6. 最初と最後の頁 228～231
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.4200/jjhg.72.03_228	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 前田洋介	4. 巻 64-6
2. 論文標題 地方都市新潟の街と暮らしの様子	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 地理	6. 最初と最後の頁 36-44
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 前田洋介	4. 巻 22
2. 論文標題 地理教育における「地域」をめぐる問題 地域区分を中心に	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 社会科の研究	6. 最初と最後の頁 15-24
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 前田洋介	4. 巻 90
2. 論文標題 ボランティア組織の台頭と「地域」の多層化 名古屋市緑区の災害ボランティア団体を事例に	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 地理学評論	6. 最初と最後の頁 1-24
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.4157/grj.90.1	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計6件（うち招待講演 1件 / うち国際学会 3件）

1. 発表者名 Maeda, Y., Mitani, K.
2. 発表標題 Influence of consolidation of municipalities on local and community governances of peripheral areas: a case study of Sasebo City, Japan
3. 学会等名 The 34th International Geographical Congress (国際学会)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 前田洋介
2. 発表標題 地域区分について考える 新潟・北陸・中部地方に着目して
3. 学会等名 進化経済学会観光学研究部会第42回研究会（招待講演）
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 Maeda, Y.
2. 発表標題 Institutionalised community governance after the consolidation of municipalities in Japan
3. 学会等名 The World Social Science Forum 2018 (国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 前田洋介
2. 発表標題 沿岸漁業地域のコミュニティ・ガバナンスの分析に向けて
3. 学会等名 2019年日本地理学会春季学術大会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 前田洋介
2. 発表標題 非大都市圏における自治体内分権制度の普及とその背景
3. 学会等名 2018年日本地理学会春季学術大会・「新しい公共」の地理学研究グループ研究集会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 Maeda, Y.
2. 発表標題 Emerging formal community governance and its country-wide networks in Japan
3. 学会等名 The 33rd International Geographical Congress (国際学会)
4. 発表年 2016年

〔図書〕 計5件

1. 著者名 日本地理学会編 (町内会とNPO・NGO (pp.314-315) 担当: 前田洋介)	4. 発行年 2023年
2. 出版社 丸善出版	5. 総ページ数 842
3. 書名 地理学事典 (分担執筆, 町内会とNPO・NGO (p.314-315担当))	

1. 著者名 Carlos Nunes Silva ed. (Chapter 5 担当: Yosuke Maeda)	4. 発行年 2020年
2. 出版社 Springer	5. 総ページ数 300
3. 書名 Contemporary Trends in Local Governance (分担執筆, Chapter 5 担当: Development of Intra-municipality Decentralisation Systems in Japan)	

1. 著者名 Akiko Ikeguchi, Takafumi Yokoyama, Seishiro Sakita eds. (Chapter 1 担当: Yosuke Maeda)	4. 発行年 2021年
2. 出版社 Springer	5. 総ページ数 172
3. 書名 Adaptive Fisheries Governance in Changing Coastal Regions in Japan (分担執筆, Chapter 1 担当)	

1. 著者名 『現代地政学事典』編集委員会編 (コミュニティと防犯 (コミュニティ・ポリシーング) (pp.26-27) 担当: 前田洋介)	4. 発行年 2020年
2. 出版社 丸善出版	5. 総ページ数 888
3. 書名 『現代地政学事典』編集委員会編『現代地政学事典』 (コミュニティと防犯 (コミュニティ・ポリシーング) (pp.26-27担当))	

1. 著者名 佐藤正志・前田洋介・美谷 薫・梶田 真・神谷浩夫・山崎孝史・富樫幸一・畠山輝雄・丸山真央・中條 曉仁	4. 発行年 2017年
2. 出版社 ナカニシヤ出版	5. 総ページ数 278
3. 書名 ローカル・ガバナンスと地域	

〔産業財産権〕

〔その他〕

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------